

【 検査 】

133 BNPの連月算定について

《令和6年4月30日》

○ 取扱い

心不全の確定病名に対するD008「20」BNPの連月の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

BNPは、心室への負荷の程度を鋭敏に反映する生化学的マーカーで、心不全の病態把握等に有用である。

また、厚生労働省通知^{*}に「心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する」と示されている。

このため、心不全の確定病名に対して基礎疾患も含めた心不全の病態把握のために実施した当該検査の連月の算定は、原則として認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について